令和３年第１回神奈川県議会定例会

提　出　議　案　説　明　附　属　資　料

（２　月　10　日　提　案　分）

福 祉 子 ど も み ら い 局

目　　　　　　　次

ページ

１　神奈川県男女共同参画推進条例　新旧対照表･･･ １

1　神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第８号）新旧対照表

改　　正	現　　行
第１条　（略）	第１条　（略）
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　事業者　事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。	（新設）
(3)　積極的改善措置　第１号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。	（新設）
(4)　セクシュアル・ハラスメント　相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。	(2)　セクシュアル・ハラスメント　相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
（男女共同参画を推進するための理念）	（男女共同参画を推進するための理念）
第３条　（略）	第３条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。	３　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。
４　（略）	４　（略）
（県の責務）	（県の責務）
第４条　県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	第４条　県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
２　（略）	２　（略）
第５条～第７条　（略）	第５条～第７条　（略）
（セクシュアル・ハラスメントの禁止等）	（セクシュアル・ハラスメントの禁止等）
第８条　（略）	第８条　（略）
２　事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者（取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。）に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。	２　事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。
第９条　（略）	第９条　（略）
（男女共同参画の推進に関する届出等）	（男女共同参画の推進に関する届出等）
第10条　常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け	第10条　常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け

改　　　正	現　　　行
出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。 (1)・(2)　(略) (3)　常時使用する従業員の数及びその職務区分別の数並びにそれらの男女別の数 (削除) (4)～(8)　(略) 2　(略) 第11条～第16条　(略)	出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。 (1)・(2)　(略) (3)　常時使用する従業員の数及びその男女別の数 (4)　職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数 (5)～(9)　(略) 2　(略) 第11条～第16条　(略)